

入札公告（郵送入札）

インターネット用端末購入について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 6 月 13 日
高知県・高知市病院企業団
企業長 村岡 晃

1 入札に付する事項

- (1) 契約件名の名称 インターネット用端末購入
- (2) 購入物品の仕様 仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）
- (4) 納入場所 高知県高知市池 2125 番地 1
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 高知県の競争入札参加資格者登録名簿に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

【高知県会計管理局ホームページ】<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>

3 入札参加資格の確認

(1) 一般競争入札参加申請書の交付

ア 交付期間 この公告から令和7年6月30日（月）まで

イ 交付方法 高知医療センターホームページ【<https://www2.khsc.or.jp/>】からダウンロード

(2) 申請書の提出方法

ア 提出部数	一般競争入札参加申請書（第1号様式）
イ 提出期限	令和7年6月30日（月）午後3時（必着）
ウ 提出場所	〒781-8555 高知市池2125番地1 高知医療センター 医療情報センター 電話番号088-837-3664 FAX 088-837-3669
エ 提出方法	持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）
オ 費用	提出者の負担とする。

(3) 申請書の審査結果

申請書の審査結果は、一般競争入札参加資格通知書により通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加できない者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

通知予定日 令和7年7月2日（水）

4 仕様書についての質疑回答

仕様書の内容について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を令和7年6月20日（金）午後1時までに、FAX 又は電子メールで受け付ける。電話により着信を確認すること。質疑書送信先メールアドレス【mitc@khsc.or.jp】

質疑と回答の内容は、令和7年6月25日（水）までに、高知医療センターのホームページ【<https://www2.khsc.or.jp/>】に掲載するので、質疑の有無に関わらず、ホームページを確認すること。なお、口頭での質疑には応じない。

入札後、当該入札関係資料等についての不知、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

5 入札及び開札等

(1) 入札書提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時（必着）

(2) 開札の日時

令和7年7月18日（金）午前10時

(3) 開札の場所

高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター医療情報センター

(4) 入札書、辞退届の様式は、本入札公告が掲載されている高知医療センターホームページからダウンロードできる所定の様式とする。

(5) 入札書の記載内容等

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ。）

ウ 入札金額

入札金額は、調達に係る全ての費用を含んだ金額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札件名

(6) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に提出先の宛名（高知県・高知市病院企業団立高知医療センター）、入札者氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、開札日及び入札件名を朱書きのうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんのこと。なお、郵送の場合は書留により、5（1）までに5（3）の場所に必着のこと。

(7) その他入札に関する事項

一般競争入札要領による。

6 入札保証金

高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年3月1日管理規程第3号。以下「規程」という。）第2条において準用する高知県契約規則（昭和39年規則第12号。以下「規則」という。）第9条又は第10条の規定による。

7 最低制限価格

無

8 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定

(1) 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 予定価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときは、再度入札を行う。

(4) 再度入札、再々度入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札不調とする。
なお、入札不調の場合は、最低の金額を入札した者と随意契約の折衝を行うことがある。

1 0 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

1 1 契約書の作成の要否 要

1 2 契約条項

別紙 契約書（案）のとおり

1 3 その他

- （1） 入札書の郵送方法の詳細については、別記1「入札書の送付の仕方について」をご一読ください。
- （2） 一般競争入札要領第13条に規定する再度入札に参加する場合については、別記1を参考に初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、1つの外封筒に封入して送付してください。第2回目、第3回目の再度入札に係る入札書が封入されていない場合は、第1回目、第2回目の入札が不落になった場合、再度入札への参加の意思は無いものとして取扱います。再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格が記載されていても辞退扱いにはなりません。再度入札（初度入札を含め3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、一般競争入札要領第13条第5項により、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがあります。
- （3） 入札参加者等又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- （4） 当該入札の参加及び契約の締結等に関連して生じた費用は、入札者の負担とする。
- （5） 入札参加者はあらかじめ一般競争入札要領を承知すること。ただし、本入札公告と一般競争入札要領に内容の相違がある場合は、本入札公告の内容を優先する。
- （6） 入札等に関して本入札公告並びに一般競争入札要領に記載のないその他の事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則、物品購入等一般競争入札心得等の例による。